

第141回事業年度（令和7年度）経費予算の作成等に関する件（3月21日）

本委員会は、令和7年3月21日、第141回事業年度 [（令和7年度）経費予算](#)の作成等について決定した^{注）}。

^{注）} 第141回事業年度（令和7年度）経費予算のうち、日本銀行法第51条第1項に定める経費の予算（業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除く経費予算）については、3月26日、同条同項に基づく財務大臣の認可を取得しました。